令和８年度

入園申込みのしおり
保育所・認定こども園

目　次

1. 教育・保育施設について　・・・ P1
2. 教育・保育給付認定について　・・・ P1
3. 保育を必要とする事由(2・3号認定)　・・・ P2
4. 利用申込みについて　・・・ P3
5. 利用者負担(保育料・副食費)について　・・・ P5
6. 各種保育サービスのご案内　・・・ P6
7. 保育所入所指数表　・・・ P7
8. 湯沢市内の保育所・認定こども園　・・・ P9

〇保育所・認定こども園の入園を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、お申し込みください。
　なお、申込書類に不備・不足があると受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

〇ご不明な点がありましたら、下記の担当にお問い合わせください。

湯沢市福祉保健部子ども未来課児童福祉班

〒012－8501　秋田県湯沢市佐竹町1番1号
TEL　0183－78－0166

1. 教育・保育施設について

保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

●利用時間／朝から夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
●対象年齢／0～5 歳
●利用できる保護者／共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

幼稚園機能

●利用時間／朝から昼過ぎまでの教育のほか、 園により一時預かり事業を実施
●対象年齢／3～5 歳

保育所機能

●利用時間／朝～夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
●対象年齢／0～5 歳

3 つのポイント

1. どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
2. 保護者の就労状況が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。
3. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

2. 教育・保育給付認定について

施設を利用するには、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定を受けることが必要です。認定区分は3つに分けられます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
教育認定（1 号）	満3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園（幼稚園機能）
保育認定（2 号）	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能）
保育認定（3 号）	満3歳未満			

3. 保育を必要とする事由・保育の必要量（2・3号認定）

✧ 保育認定（2号認定、3号認定）を受けるには、保護者がいずれも保育を必要とする事由に該当することが必要です。保育を必要とする事由にあわせて入所期間が異なります。

✧ 保育を必要とする事由によって 保育の必要量（利用時間）が 保育標準時間 または 保育短時間 のいずれかに区分されます。下記表を基準とし、各家庭の状況に応じて決定します。

保育を必要とする事由	保育の必要量（利用時間）	入所期間
就労 月の就労時間 120 時間以上	標準時間	小学校就学前まで
就労 月の就労時間 48～120 時間未満	短時間	小学校就学前まで
妊娠・出産	標準時間	出産予定日の前後 8 週間が終了する月末まで
保護者の疾病・障がい	標準時間/短時間	療育を必要とする期間が終了する月末まで
同居の親族の介護・看護	標準時間/短時間	介護・看護を必要とする期間が終了する月末まで
災害復旧	標準時間	復旧期間が終了する月末まで
求職活動（起業準備含む）	短時間	90 日目が属する月末まで ※1 回に限り延長可能な場合あり
就学（職業訓練含む）	標準時間/短時間	修了予定日の月末まで
育児休業中の既入園児の継続利用	短時間	育児休業期間が終了する月末まで
虐待・DVのおそれ	標準時間	申請内容による
その他、上記に類する状態として市が認める場合		申請内容による

✧ 利用のイメージ

【教育認定（1号）】

預かり保育	教育標準時間 ※園により異なる	預かり保育

【保育認定（2号・3号）】

保育標準時間（最大 11 時間）	延長保育

延長保育	保育短時間（最大 8 時間）	延長保育

4. 利用申込みについて

（1） 申込みの流れ

【1 号認定】 教育部分（幼稚園機能のみ）を利用希望の場合

申請要件：お子さんが満 3 歳以上であること
利用可能施設：認定こども園

① 子ども未来課または利用を希望する認定こども園で申請書類を受け取ります。
▼
② 保護者が **認定こども園に直接利用を申込み** ます。
▼
③ 認定こども園から入園の内定を受けます。（定員超過の場合は面接選考等あり）
▼
④ 認定こども園を通じて市に利用のための認定を申請します。
▼
⑤ 市から1号認定の支給認定証（決定通知書）が交付されます。
▼
⑥ 入所決定した園と面談をして、入園の準備を進めてください。

【2 号認定・3 号認定】 保育部分を利用希望の場合

申請要件：保育利用予定日において、お子さんが産後 8 週を経過していること
保育の必要性があること（P2を参照してください）
利用可能施設：保育所、認定こども園

① 子ども未来課または総合支所で申請書類を受け取ります。
▼
② 保護者が **市に利用を申込み** ます。
▼
③ 申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整をします。
※第1希望に入所枠がない場合、第2～5希望で入所調整を行います。
▼
④ 市から2号認定または3号認定の支給認定証（決定通知書）が交付されます。
▼
⑤ 入所決定した園と面談をして、入園の準備を進めてください。

（2）　申込み期間

入所希望月の約2か月前から前月7日　※7日が土・日・祝日の場合は翌開庁日まで
（例：令和8年12 月中に入所希望の場合、10月8日から11月9日まで）

（3）　申込書類の提出場所

1号認定の場合…入園を希望する施設
2・3号認定の場合…子ども未来課児童福祉班窓口または各総合支所窓口

（4）　手続きに必要なもの

【申請書類】	
□申請書 □すこやか子育て支援事業申請書 □（2、3号の場合のみ）世帯状況調査票	
【保育を必要とする事由の証明書】 ※父母各1部	
就労	□就労証明書 ※勤務先に提出し、記入してもらってください。 ※有効期限は証明日から 3 か月以内です。 ※自営業の場合は、直近の確定申告書の写しを添付してください。
妊娠・出産	□母子手帳の写し □妊娠・出産に関する申立書
保護者の疾病・障がい	□診断書、障がい者手帳の写し（交付されている場合） □疾病・障がいに関する申立書
同居の親族の介護・看護	□診断書、障がい者手帳の写し（交付されている場合） □介護・看護に関する申立書
災害復旧	□罹災証明書等 □災害復旧に関する申立書
求職活動（起業準備含む）	□求職活動に関する申立書
就学（職業訓練含む）	□在学証明書や授業時間が確認できる資料 □就学（職業訓練）に関する申立書
育児休業中の既入園児の継続利用	□育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ※育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること
虐待・DVのおそれ	※子ども未来課へご相談ください。
その他　上記に類する状態として市が認める場合	※子ども未来課へご相談ください。
【窓口確認書類】	
□申請書に記載された全員分の個人番号が分かる書類（マイナンバーカードなど）	
□提出者の本人確認書類（運転免許証など）	

※各種申立書は、子ども未来課で配布しています。市のホームページからダウンロードすることもできます。

5. 利用者負担(保育料・副食費)について

(1) 保育料

保育料は、次の方法により算定しますが、すこやか子育て支援事業助成により、実負担額はありません。(完全無償化)

・父母の市町村民税の課税合算額で算定(税額控除を適用する前の税額)。
・4～8月分の保育料は前年度の課税額、9～3月分の保育料は当年度の課税額で算定
・父母の収入が低く、父母以外の方(祖父母等)が生計の中心者と判断される場合には、その方の市町村民税課税額も含めて算定

(2) 副食費(おかず、おやつ代)

3歳以上の子どもは、各施設で定める副食費を負担いただきますが、すこやか子育て支援事業助成により、実負担額はありません。
※副食費の設定金額は施設によって異なりますので、直接お問い合わせください。
※0 歳から 2 歳の子どもは、保育料に含まれています。

(3) その他費用

その他、施設ごとに個別に発生する費用(主食費、教材費、バス代等)については、保育施設等に直接お問い合わせください。

すこやか子育て支援事業

子育て家庭の経済的負担を軽くするために、秋田県と湯沢市が連携して保育料や副食費の助成を行っている事業です。

✧ **保育料助成**
市で助成対象を独自拡充し、令和7年9月分から年齢に関わらず保育料を完全無償化しました。

✧ **副食費助成**
国制度では免除の対象とならない世帯を対象に、全額助成しています。

参考:保育所や認定こども園(保育部分)第１子の保育料(月額)

階 層	定 義 市町村民税の課税額で判定	徴収金基準額		すこやか助成 適用後
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	0円
第4階層	〃 48,600円以上 97,000円未満	28,500円	28,000円	0円
第5階層	〃 97,000円以上 169,000円未満	40,000円	39,300円	0円
第6階層	〃 169,000円以上 301,000円未満	48,000円	47,100円	0円
第7階層	〃 301,000円以上 397,000円未満	52,000円	51,100円	0円
第8階層	〃 397,000円以上	52,000円	51,100円	0円

6. 各種保育サービスのご案内

対象施設の一覧はP9 湯沢市内の保育所・認定こども園をご確認ください。

一時預かり事業

急な用事などで家庭での保育が一時的に困難となった場合、**1か月につき14日以内**まで、保育所等で一時的にお子さんを保育します。

希望する際は、保育所等に直接お問い合わせください。

休日保育（湯沢こども園）

就労等により日曜や祝日にお子さんの保育ができない場合、お子さんを預けることができます。

詳しくは、湯沢こども園に直接お問い合わせください。

病児保育（湯沢市病児保育室はぐくみ）

お子さんが病気となり、保護者の方が仕事などの都合により自宅での保育が困難な時、看護師・保育士がお子さんをお預かりします。

利用には事前の登録が必要となります。

詳しくは子ども未来課または湯沢市病児保育室（**0183-72-8585**）へお問い合わせください。

病後児保育（あおぞらこども園）

病気の**回復期**にあり、集団生活の困難なお子さんを一時的に保育所で預かります。回復期にあるが健康に不安のあるお子さんが対象となります。

詳しくは、あおぞらこども園に直接お問い合わせください。

体調不良時対応型保育

保育中のお子さんが体調不良となり、保護者の方が迎えに来るまでの間、看護師・保育士が対応します。

（在園している園で受けることができるサービスです。）

延長保育

保育認定（2、3号）のお子さんを、通常の預かり時間を延長して保育する事業です。

状況に合わせて柔軟にお子さんを預けることができます。

（在園している園で受けることができるサービスです。）

ファミリーサポートセンター事業

子育てを手伝ってほしい方と協力してくださる方が、会員登録（無料）をして相互援助する公的事業です。

協力会員宅やご自宅、すこやかの広場で日中お子さんをお預かりします。

利用方法については、市ホームページをご覧になるか、子育て支援総合センター（**0183-72-3501**）へお問い合わせください。

（参考資料）. 保育所等入所指数表

世帯状況に応じて指数を算定し、応募者多数の場合は優先順位の高い方から順に利用調整します。

◆基準指数

※目安はあくまでも参考値であり、就労証明書に記載の月間就労時間に基づいて指数を決定します。

なお、労働時間が週間で規定されている場合、週間就労時間×4週として月間就労時間を算出します。

区分	細目		指数
就労 ・外勤 ・自営（中心者）	月就労時間 160 時間以上	目安 1日8時間以上×週5日	11
	月就労時間 140 時間以上、160 時間未満	目安 1日7～8時間×週5日	10
	月就労時間 120 時間以上、140 時間未満	目安 1日6～7時間×週5日	9
	月就労時間 100 時間以上、120 時間未満	目安 1日5～6時間×週5日	8
	月就労時間 80 時間以上、100 時間未満	目安 1日4～5時間×週5日	7
	月就労時間 48 時間以上 80 時間未満	目安 1日4時間×週3日	6
就労 ・自営（協力者） ・内職等	月就労時間 160 時間以上	目安 1日8時間以上×週5日	10
	月就労時間 140 時間以上、160 時間未満	目安 1日7～8時間×週5日	9
	月就労時間 120 時間以上、140 時間未満	目安 1日6～7時間×週5日	8
	月就労時間 100 時間以上、120 時間未満	目安 1日5～6時間×週5日	7
	月就労時間 80 時間以上、100 時間未満	目安 1日4～5時間×週5日	6
	月就労時間 48 時間以上 80 時間未満	目安 1日4時間×週3日	5
妊娠・出産	出産又は出産準備、休養を要する期間（産前産後各8週）		10
保護者の 疾病・障がい	疾病（長期入院・常時臥床）	おおむね1か月以上の入院又は常時臥床の者	11
	疾病（長期加療）	医師が長期加療（安静）を要すると判断した者	8
	障害 1・2 級（身体・精神） 療育 A	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者	11
	障害 3 級 療育 B		8
	身体障害 4 級以下		5
親族の 介護・看護	長期入院等	おおむね1か月以上入院している者の介護等に当たっている者	9
	同居の親族	同居親族の在宅介護等に当たっている者	6
	別居の親族	別居親族の在宅介護等に当たっている者	5
	障がいのある子の支援等	障がいのある子の通院、通学、介護等に当たっている者	9
災害復旧		火災、風水害、地震等の復旧作業に従事する世帯	最優先
求職活動		求職活動を継続的に行っている者	3
就学		就学、技能取得のため通学等をしている者	7
虐待・DV		虐待やDV等が認められる、又はそのおそれがある世帯	最優先
その他		上記以外の理由で保育が出来ない者	特例

◆調整指数

区分	細目	指数
世帯の状況	ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯（離婚調停中を含む。）である場合	25
	生活保護受給世帯で、就労による自立が見込まれる場合	25
	里親等、社会的養護が必要な場合	25
	保育料を滞納している場合（2か月以上）	-15
	就労等をしておらず保育することが可能な65歳未満の同居親族がいる場合	-3
保護者の状況	生計中心者が失業した場合	1

	育児休業(産休)を取得しており、復職する場合	2
	父又は母が、保育士又は保育教諭として勤務している場合	3
	父又は母の直近3か月の就労時間平均が規定の就労時間よりも少なく、平均時間が基本指数の他階層に該当する場合	該当する階層との指数差分減点
兄弟姉妹の状況	きょうだいと同一保育施設の利用となる場合(同時申込含む)	2
	保育施設を卒園し、新規で別園に入園する場合(卒園前の転園は除く)	2
	保育認定を受けようとする子どもが障がいを有する場合	1

◆同一指数時の優先順位

1	湯沢市民の世帯
2	ひとり親家庭(親族等が同番地にいる場合より同番地にいない場合を優先)、生活保護受給世帯、里親等、社会的養護が必要な世帯
3	基準指数が高い世帯
4	世帯収入(保育料算定対象者の市民税所得割の合算)が低く、保護者の就労の必要があると認められる世帯
5	家庭の状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童

◆選考基準

1. 同時期の入所希望者全体の中で、基準指数と調整指数の合計が高い児童から順に入所施設を決定します。
   先着順や抽選ではありません。
2. 同点で同一施設を希望(希望順も同じ)する場合、上記の「同一指数時の優先順位」を用いて入所施設を決定します。

◆利用調整の例

例)◆◆こども園に空きがなく、〇〇こども園、△△こども園、□□こども園でそれぞれ受入可能枠が1名ずつある場合

【対象児童と決定施設】 ※網掛けが決定施設(Dさんは抽選漏れ)

	世帯の指数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	24点	◆◆こども園	〇〇こども園	□□こども園
Bさん	23点	〇〇こども園	△△こども園	□□こども園
Cさん	22点	〇〇こども園	△△こども園	□□こども園
Dさん	21点	△△こども園	□□こども園	◆◆こども園

基準指数と調整指数の合計が高い順に調整

1)24点のAさんの第1希望に空きがないので、第2希望の〇〇こども園に決定。

2)23点のBさんの第1希望はAさんに決まったので、第2希望の△△こども園に決定。

3)22点のCさんの第1希望はAさん、第2希望はBさんに決まったので、第3希望の□□こども園に決定。

4)Dさんは、希望園の受入可能枠が埋まったため、調整漏れとなります。

※希望外の施設に空きがあったとしても、利用調整の対象となりませんのでご注意ください。

9. 湯沢市内の保育所・認定こども園(開園時間や事業内容が変更になる場合があります。)

地域	施設名	区分	開園時間	保育短時間 保育標準時間 教育時間	利用定員数 ※ 1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	3号認定 1・2歳児	3号認定 0歳児	一時預かり	延長保育	休日保育	病児保育 病後児	体調不良児
湯沢	**愛宕幼稚園** 愛宕町二丁目1-16 0183-73-1507	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	10人	30人	17人	8人	○	○			○
湯沢	**湯沢若草幼稚園** 清水町二丁目3-3 0183-73-6738	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:00～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	15人	45人	21人	4人	○	○			○
湯沢	**双葉幼稚園** 表町四丁目7-8 0183-73-0110	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 9:30～14:30 保育標準時間 8:00～19:00 保育短時間 8:30～16:30	10人	51人	34人	15人	○	○			○
湯沢	**湯沢よつばこども園** 田町二丁目3-52 0183-73-2272	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:00～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	10人	42人	26人	12人	○	○			○
湯沢	**いわさきこども園** 岩崎字千年71-4 0183-72-3165	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	6人	39人	20人	8人	○	○			
湯沢	**湯沢こども園** 前森二丁目5-16 0183-73-2361	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	10人	51人	20人	7人	○	○	○		○
湯沢	**みたけこども園** 裏門一丁目2-33 0183-73-1745	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	8人	39人	15人	6人	○	○			○
湯沢	**深堀保育園** 深堀字高屋敷58-3 0183-72-2512	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30		42人	12人	6人	○	○			○
稲川	**あおぞらこども園** 三梨町字古三梨155 0183-42-3117	認定こども園	月～土 7:00～18:30 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30	9人	77人	33人	10人	○	○		○	○
雄勝	**おがちこども園** 横堀字土渕28 0183-52-2559	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含,延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	10人	40人	19人	8人	○	○			○
皆瀬	**皆瀬保育園** 皆瀬字沢梨台47-2 0183-46-2446	保育所	月～土 7:00～18:30 (延長保育含)	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30		12人	6人	2人	○	○			

※掲載内容は令和8年9月1日現在のものです。